

第86回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時
（開場午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋富沢町8番10号
綿商会館 6階

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第86回定時株主総会招集ご通知	1-2
事業報告	3-16
連結計算書類	17-27
計算書類	28-36
監査報告書	37-40
株主総会参考書類	41-48

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/2112/>



(証券コード 2112)
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
塩水港精糖株式会社
代表取締役社長 山下裕司

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋富沢町8番10号
綿商会館6階
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第86期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類報告並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第86期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、スマートフォン、携帯電話等による通信・通話もご遠慮願います。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.ensuiko.co.jp/>) に修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が着実に改善し、企業収益も高い水準を示す中、緩やかな回復基調で推移しました。先行きについては、政府の各種経済政策の効果もあり、継続的な改善が見込まれる一方、不安定な国際情勢に加え、通商問題をはじめとした海外経済の動向は、依然として不透明な状況であります。

このような環境の中で、当社グループはお客様のおなかの健康に貢献する「おなかにやさしい会社」を中長期的な経営ビジョンとして、砂糖事業及びバイオ事業の計画達成に向けて全力で取り組んで参りました結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

①砂糖事業

海外粗糖市況は、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限、1ポンド当たり）において12.33セントで始まり、主要生産国インドの過剰生産見通しを背景に下落基調で推移し、9月下旬に9.83セントの安値まで下落しました。その後は、砂糖国際価格の低迷からブラジルで収益性が低い砂糖からエタノールへの生産シフトの動きが強まり、10月下旬に14.24セントの高値を付けた後、原油先物相場の下落を受けて上値が抑えられ、当期を12.53セントで終了しました。

国内市中価格（日本経済新聞掲載、上白糖大袋1kg当たり）は、期初189円～190円で始まりましたが、粗糖先物相場の下落を受けて7月中旬に187円～188円に値を下げ、同水準のまま当期を終了しました。

精糖及びその他糖類などの国内販売は、業務用製品は大手ユーザー向けを始めとして順調に推移しましたが、家庭用製品は需要の減少傾向により伸び悩み、売上高は前年を下回りました。

かかる販売状況の中、当社グループは効率的な原料調達、製造コストの一層の低減を通じ、利益水準の維持に努めて参りました。

以上の結果、当期における砂糖事業全体の売上高は24,117百万円（前連結会計年度比3.5%減）、セグメント利益は1,870百万円（前連結会計年度比12.3%増）となりました。

②バイオ事業

オリゴ糖部門は、腸内環境改善効果を有する「オリゴのおかげ」シリーズ商品の拡販に向け、テレビCMや新聞広告等各種媒体の活用やウェブサイトの充実化など消費者の皆様への訴求に努めました。併せて試食販売の広域展開など主力量販店への販売促進活動も継続的に実施した結果、オリゴ糖部門全体では販売数量及び売上高とも前年同期を上回りました。

サイクロデキストリン部門は、食品及び非食品における新規用途及び素材の開発と営業力強化を通じた拡販に努めました。売上高は前年同期を下回りました。

以上の結果、バイオ事業全体の売上高は1,818百万円(前連結会計年度比0.4%減)、セグメント利益は285百万円(前連結会計年度比14.0%増)となりました。

③その他

その他の事業につきましては、ニューESRビル事務所の一部賃貸等を行い、所有不動産の活用に努めました結果、売上高は134百万円(前連結会計年度比2.7%増)、セグメント利益は64百万円(前連結会計年度比3.3%増)となりました。

以上の結果、当期の売上高は26,002百万円(前連結会計年度比3.2%減)、営業利益は1,010百万円(前連結会計年度比20.2%増)となりました。経常利益は1,090百万円(前連結会計年度比8.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は840百万円(前連結会計年度比7.3%減)となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、砂糖製造設備改善工事等531百万円であります。これらの投資のうち、当連結会計年度の支払資金は、自己資金及び借入金にて充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は引き続き緩やかな回復基調で推移することが予想されるものの、米中貿易摩擦の動向、中国景気の減速による世界経済の後退懸念、日米貿易交渉の状況、消費税の増税による国内消費への影響等、国内外の政治経済情勢が不透明感を増す中、当該情勢が金融資本市場及び商品市場に及ぼす影響に、引き続き留意する必要があります。

かかる環境の下、当社及び当社グループは、お客様のおなかにやさしい商品をお届けし、お客様のおなかの健康に貢献する、「おなかにやさしい会社」を中長期的な経営ビジョンと位置付け、以下の各事業を推進して参ります。

砂糖事業につきましては、砂糖消費量は漸減傾向にあり、引き続き厳しい販売環境が続くと予想されますが、消費者の皆様へ砂糖の機能と特性に対する理解を深めるべく啓蒙活動に注力するとともに、拡販に努めて参ります。また、高品質で安全な製品の安定供給を遂行するため、品質管理体制の強化と、環境変化に適応した事業体制の構築と経営基盤の更なる強化に努めて参ります。

バイオ事業につきましては、オリゴ糖部門は、特定保健用食品である「オリゴのおかげ」の更なる業容拡大に努めて参ります。

「オリゴのおかげ」は今年発売25周年を迎えます。永年に亘り皆様のご愛顧を賜り、おかげさまをもちまして現在、オリゴ糖市場における占有率は約70%と、消費者の皆様の高い評価をいただいております。今後、当社のメイン商品として、更なる認知度向上に向けて、その機能性と信頼性について、幅広い媒体を活用することで消費者の皆様へ訴求するとともに、あらゆる販売強化施策に取り組んで参ります。

サイクロデキストリン部門は、その機能を生かした新規用途の開発及び新素材との組み合わせによる商品化を進めるとともに、営業力の強化と拡販に努めて参ります。

研究開発につきましては、既存製品の新たな機能性探索と製造コスト削減のための研究を

継続するとともに、疲労回復や高血圧の予防改善に効果があると言われ、今注目を集めている「ビーツ」を素材とした高付加価値商材の開発等、砂糖を基本とした新商品、新商材の開発に全力を注いで参ります。

当社の砂糖事業は台湾で始まり、今年で115周年を迎え、永年に亘りお取引先様、消費者の皆様のご信頼を頂いておりますが、砂糖そのものに関しましては、近年、糖尿病や肥満の原因になる等の誤解が生まれております。

砂糖は歴史的にも、食品の原料としても全く害のない、天然自然の安全な素材として知られており、国際的にも高い需要と評価を受け愛用されております。当社といたしましては、砂糖は今後必ず、海外と同様、国内的にも新たに高い評価を受ける時がくることを確信し、精糖メーカーとして、行政、砂糖業界とともに、消費者の皆様への新たな普及啓発と砂糖需要の拡大に注力して参ります。

他方、当社並びに精製糖企業各社は、国の甘味政策及び国内法に基づき、国内食料自給率の維持・向上を図るため、また、鹿児島、沖縄のさとうきび農家の皆様、北海道のてん菜農家の皆様を始めとした国内産糖従事者の皆様への政策支援の原資として、1965年以来50年以上に亘り多額の負担をいたしております。当社及び当社グループは今後とも、こうした政策支援を通じ、国内農業振興、食料自給率の維持・向上に貢献して参ります。

株主の皆様におかれましては、かかる現状につきまして格段のご理解を賜りますとともに、今後とも格別のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度 第83期	2016年度 第84期	2017年度 第85期	2018年度 (当連結会計年度) 第86期
売上高(百万円)	26,842	27,364	26,874	26,002
経常利益(百万円)	1,010	838	1,192	1,090
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	619	549	906	840
1株当たり当期純利益(円)	22.86	20.26	33.45	31.00
総資産額(百万円)	24,484	24,929	24,948	24,490

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「1 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 2016年度第84期より収益認識基準を変更したため、2015年度第83期は当該会計方針を遡及適用後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社パールエース	450百万円	100.0%	砂糖類の売買等

当社の連結子会社は2社、持分法適用関連会社は4社であります。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はございません。

③ その他

三菱商事株式会社は、2019年3月31日現在、当社議決権の14.7%を所有しており、引き続き当社の主要株主である筆頭株主であります。

(6) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
砂糖事業	精製糖、液糖、その他糖類
バイオ事業	乳糖果糖オリゴ糖、サイクロデキストリン、サラシア属植物エキス末

(7) 主要な事業所

① 当 社

本 社 東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
ニューE S Rビル

糖 質 研 究 所 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番1号
横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア4階

関 西 営 業 所 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号
新大阪トラストタワー2階

大 阪 工 場 大阪府泉佐野市住吉町25番地
(2002年3月より関西製糖株式会社に賃貸しております。)

② 子会社

株式会社パールエース (東京都中央区)

株式会社おかげさま。 (東京都中央区)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
90名	増2名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	増5名	40.9歳	14.3年

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,155
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,143

(注) 上記の額にはシンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。
株式会社みずほ銀行 1,496百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 会社の株式に関する事項（2019年3月31日時点）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 35,000,000株（自己株式数7,890,649株を含む。）
 (3) 株主数 9,575名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	3,990 ^{千株}	14.72%
株式会社みずほ銀行	1,354	4.99
NATIXIS	780	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	664	2.45
三菱UFJ信託銀行株式会社	603	2.22
株式会社榎本武平商店	550	2.03
大東通商株式会社	500	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	481	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	364	1.34
東京海上日動火災保険株式会社	340	1.25

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（7,890,649株）を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
久野修慈	代表取締役会長	
山下裕司	代表取締役社長	太平洋製糖株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役
丸山弘行	常務取締役	事業本部長兼オリゴ事業部長兼新商品・事業開発室長
原浩司	常務取締役	事業本部副本部長兼バイオ事業部長
伊藤哲也	常務取締役	生産・事業開発グループ長兼生産統括部長兼品質保証部長 南西糖業株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役
小田俊一	取締役	管理グループ長兼総務企画担当部長
常見典正	取締役	経理・資金担当
杉山拓也	取締役	事業本部副本部長兼砂糖事業部長 太平洋製糖株式会社 取締役
濱邦久	取締役	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社バロックジャパンリミテッド 社外取締役 株式会社よみうりランド 社外監査役
木村成克	取締役	大東製糖株式会社 代表取締役社長 関西製糖株式会社 取締役
三和彦幸	取締役	公認会計士 株式会社ショーワ 社外取締役 監査等委員 株式会社乃村工藝社 社外監査役
青木義一	常勤監査役	株式会社パールエース 監査役 太平洋製糖株式会社 監査役 関西製糖株式会社 監査役
白石健二	常勤監査役	株式会社おかげさま 監査役
金澤賢一	監査役	弁護士
渡部以光	監査役	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 シニアパートナー

- (注) 1. 取締役濱邦久氏、取締役木村成克氏及び取締役三和彦幸氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役青木義一氏、監査役金澤賢一氏及び監査役渡部以光氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役金澤賢一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役渡部以光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役三和彦幸氏及び監査役金澤賢一氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中に退任した役員は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の会社における地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況
多田啓一	2018年4月1日	逝去による退任	常勤監査役	太平洋製糖株式会社 監査役 関西製糖株式会社 監査役
神崎俊	2018年6月28日	任期満了	取締役副社長	株式会社パールエース 代表取締役社長
尾滝亨	2018年6月28日	任期満了	専務取締役	株式会社パールエース 取締役副社長
酒井英喜	2018年6月28日	辞任	常務取締役	関西製糖株式会社 代表取締役社長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬額（総額）		うち社外役員	
	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役	14	163	3	15
監査役	5	34	3	27
計	19	197	6	42

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）であります。上記員数と相違しておりますのは、退任した取締役3名（うち社外取締役0名）によるものであります。
2. 当事業年度末現在の監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。上記員数と相違しておりますのは、退任した監査役1名（うち社外監査役0名）によるものであります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に對する使用人分給与として31百万円を支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第60回定時株主総会において月額20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする決議をいただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第61回定時株主総会において月額5百万円以内とする決議をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

氏名	区分	重要な兼職の状況
濱邦久	社外取締役	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社バロックジャパンリミテッド 社外取締役 株式会社よみうりランド 社外監査役
木村成克	社外取締役	大東製糖株式会社 代表取締役社長 関西製糖株式会社 取締役
三和彦幸	社外取締役	公認会計士 株式会社ショーワ 社外取締役 監査等委員 株式会社乃村工藝社 社外監査役
青木義一	社外監査役	株式会社パールエース 監査役 太平洋製糖株式会社 監査役 関西製糖株式会社 監査役
金澤賢一	社外監査役	弁護士

氏名	区分	重要な兼職の状況
渡部以光	社外監査役	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 シニアパートナー

- (注) 1. 大東製糖株式会社は、当社と取引関係があります。
2. 関西製糖株式会社は、当社の持分法適用会社である関連会社であります。

②社外役員の主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
濱 邦 久	社外取締役	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
木 村 成 克	社外取締役	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、食品事業分野及び企業経営における専門的見地から適宜発言を行っております。
三 和 彦 幸	社外取締役	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
青 木 義 一	社外監査役	当事業年度開催の取締役会14回全てに、また監査役会16回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見識から発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。
金 澤 賢 一	社外監査役	当事業年度開催の取締役会14回全てに、また監査役会16回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に弁護士としての専門的見地から発言・質問を行い、また他の監査役、取締役等と意欲的に意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に取り組みました。
渡 部 以 光	社外監査役	当事業年度開催の取締役会14回全てに、また監査役会16回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に税理士としての専門的見地から発言・質問を行い、また他の監査役、取締役等と意欲的に意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に取り組みました。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 25百万円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められた場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及びグループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任を果たし、倫理を尊重する行動がとれるように「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準・社員行動規準」を定める。
- 2) 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する啓蒙教育を実施する等、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
- 3) コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談が出来る仕組みを作る。
- 4) 内部監査室は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- 1) 損失の危険の管理については、緊急時に「危機管理委員会」を開催するほか、最低年1回委員会を開催し、品質管理をはじめとする各種リスク管理につき、必要な見直し・対応を検討する。
 - 2) 当社が定常的に抱える業務上のリスクの管理体制については、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って構築・運営する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - 2) 役付役員を中心とした経営委員会により、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営委員会は毎月1回以上開催する。
- ⑤ 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制及び当社の子会社の損失の管理に関する規定その他の体制
- 1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社は営業成績、財務状況、関係情報を当社へ定期的に報告を行う。
 - 2) 子会社のリスク管理については、「関係会社管理規程」にて経営委員会により統括管理を行い、指示・情報伝達を行うと共にリスクの把握・管理を行う。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 職務権限を明確化し、グループ事業戦略に基づき、グループ全体の経営目標を事業年度ごとに策定する。
- ⑦ その他、当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準」により、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。
 - 2) 当社管理部門において、100%子会社の会計及び業務執行の状況を定常的に監督する。
 - 3) コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談ができる仕組みを作り、役職員に周知徹底する。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲内で監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - 2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - 3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、原則として、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従う。

- ⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他報告が必要と思われる事項が生じたときは、直接又は内部監査室を経由して、遅滞なく監査役に報告する。
 - 2) 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、必要に応じて、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
 - 3) 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深めると共に、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - 4) 監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室等との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
 - 5) 内部監査室は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。
- ⑩ **子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**
- 1) 関係会社報告会及び子会社への内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
 - 2) 前号に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する報告を求めることが出来るものとする。
- ⑪ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑫ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 1) 当社は、監査役と協議の上、監査役職務の執行するのに必要な予算をあらかじめ定める。
 - 2) 当社は、予算の有無に拘わらず、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署と審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑬ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築すると共に、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

② 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

1) 主管部署及び反社会的勢力対応責任者の設置状況

管理グループ総務企画担当を反社会的勢力対応の主管部署とし、反社会的勢力に関する情報収集や外部機関との連携、マニュアル整備等を一元管理しております。また、反社会的勢力対応責任者を設置し、不当要求に対し即時・適切に対応できる体制を構築しております。

2) 外部専門機関との連携状況

警察等外部機関、並びに顧問弁護士等外部専門家への協力要請が速やかに行えるように、平時より連絡を密にしております。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況等

新規取引先に対しては、取引開始前に商業データベース等により、反社会的勢力との関係性有無の調査を実施しております。また万一相手方が反社会的勢力等であることが判明した場合、契約を解除できるよう、取引基本契約に反社会的勢力排除条項を規定し、反社会的勢力等の侵入排除に努めております。また、既存取引先については取引規模・業種等の社内基準で抽出した取引先に対し年1回の調査を行っております。

株主については、上位20位を対象とし、取引先に対する定期調査と同様の方法で調査を実施しております。

4) マニュアル等の整備

反社会的勢力に対する基本方針及び不当要求への具体的な対処方法等を「反社会的勢力対応マニュアル」に定め、全社員に対し周知徹底しております。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況について問題のないこと、引き続き役職員はコンプライアンス意識を徹底した上で職務執行に努めることを確認いたしました。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役11名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行いたしました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社経営委員会におい

て審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実施に努めました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。更に、取締役会に出席すると共に、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査すると共に、コンプライアンス委員会等の重要会議体に参加し、必要な場合は意見を述べました。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額については、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,894	流動負債	9,218
現金及び預金	1,667	支払手形及び買掛金	1,044
受取手形及び売掛金	1,923	短期借入金	5,200
商品及び製品	1,102	1年内返済予定の長期借入金	1,330
仕掛品	303	未払法人税等	249
原材料及び貯蔵品	856	未払消費税等	188
その他	1,041	賞与引当金	77
		その他	1,127
固定資産	17,595	固定負債	6,460
(有形固定資産)	10,583	長期借入金	5,490
建物及び構築物	3,381	退職給付に係る負債	637
機械装置及び運搬具	1,885	繰延税金負債	18
工具、器具及び備品	74	その他	314
土地	5,234	負債合計	15,679
建設仮勘定	7	(純資産の部)	
(無形固定資産)	108	株主資本	9,361
ソフトウェア	101	資本金	1,750
その他	6	資本剰余金	241
(投資その他の資産)	6,904	利益剰余金	10,391
投資有価証券	4,801	自己株式	△3,021
長期貸付金	1,199	その他の包括利益累計額	△551
繰延税金資産	829	その他有価証券評価差額金	△574
その他	73	繰延ヘッジ損益	0
		退職給付に係る調整累計額	22
		純資産合計	8,810
資産合計	24,490	負債・純資産合計	24,490

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		26,002
売上原価		20,846
売上総利益		5,156
販売費及び一般管理費		4,146
営業利益		1,010
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	111	
持分法による投資利益	30	
為替差益	6	
その他の	9	185
営業外費用		
支払利息	92	
支払手数料	5	
その他	8	105
経常利益		1,090
特別利益		
保険金収入	143	143
税金等調整前当期純利益		1,233
法人税、住民税及び事業税	367	
法人税等調整額	25	392
当期純利益		840
親会社株主に帰属する当期純利益		840

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日残高	1,750	241	9,687	△3,021	8,657
当期変動額					
剰余金の配当			△135		△135
親会社株主に帰属する当期純利益			840		840
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	704	△0	704
2019年3月31日残高	1,750	241	10,391	△3,021	9,361

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2018年4月1日残高	△361	△4	15	△350	8,306
当期変動額					
剰余金の配当					△135
親会社株主に帰属する当期純利益					840
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△212	4	7	△200	△200
当期変動額合計	△212	4	7	△200	504
2019年3月31日残高	△574	0	22	△551	8,810

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- 1 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 2 社 (株パールエース、(株)おかげさま.)
- 2 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社数 4 社 (太平洋製糖(株)、関西製糖(株)、南西糖業(株)、(株)ナルミヤ)
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は親会社と同一であります。
- 4 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの……………	決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
時価のないもの……………	移動平均法による原価法
 - ②デリバティブ取引の評価基準及び評価方法… 時価法
 - ③たな卸資産…………… 移動平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物・機械装置……………定額法

運搬具・工具、器具及び備品……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 7～13年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………定額法(利用可能期間5年)

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

表示方法の変更

連結貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

連結貸借対照表関係

- 1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。
投資有価証券（株式） 2,085百万円
- 2 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証
太平洋製糖(株) 387百万円
- 3 有形固定資産の減価償却累計額 16,729百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

連結株主資本等変動計算書関係

- 1 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 35,000,000株
- 2 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	135	5.00	2018年 3月31日	2018年 6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 162百万円
- ② 1株当たり配当額 6.00円
- ③ 基準日 2019年3月31日
- ④ 効力発生日 2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品関係

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関からの借入によることを取組方針としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内の与信管理規程によりリスク管理を行っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブについては、当社及び連結子会社において為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引、原料糖の価格変動リスクをヘッジする目的で粗糖先物を利用しております。

当社グループではデリバティブ取引を投機目的には利用しない方針であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,667	1,667	—
② 受取手形及び売掛金	1,923	1,923	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	2,629	2,629	—
④ 長期貸付金	2,104	2,104	0
資 産 計	8,324	8,324	0
⑤ 支払手形及び買掛金	1,044	1,044	—
⑥ 短期借入金	5,200	5,200	—
⑦ 長期借入金	6,820	6,813	△7
負 債 計	13,064	13,057	△7
⑧ デリバティブ取引(*1)	5	1	△4

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

なお、その他有価証券のうち時価のあるものの連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 ※	連結貸借対 照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	220	291	71
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,207	2,338	△868
小 計		3,427	2,629	△797
合 計		3,427	2,629	△797

※ 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

④長期貸付金

これらは将来キャッシュ・フローを直近の貸付利率で割り引く方法により算出しております。なお、長期貸付金には1年以内回収予定長期貸付金905百万円が含まれております。

負債

⑤支払手形及び買掛金、並びに⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金

これらは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期借入金には1年以内返済予定長期借入金1,330百万円が含まれております。

デリバティブ

⑧デリバティブ取引

- ・ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(※3)	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理	為替予約取引 (※1)	外貨建予定取引	30	—	△0
	売建				
	買建				
	米ドル				
	粗糖先物取引 (※1)	粗糖取引	213	—	11
買建					
米ドル					
	金利スワップ (※2)	長期借入金	572	396	△5
金利スワップ特例処理	金利スワップ (※2)	長期借入金	460	304	△4
為替予約等の振当処理	為替予約取引 (※2)	買掛金	199	—	△0
	買建				
	米ドル				
合 計			1,489	700	1

(※1) 時価等の算定方法 連結決算日の先物相場の終値に基づき算定しております。

(※2) 時価等の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※3) 契約額等はデリバティブ取引のリスクそのものを示すものではありません。

(注2) 非上場株式2,171百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,667	—
受取手形及び売掛金	1,923	—
長期貸付金	905	1,689
合計	4,495	1,689

※ 長期貸付金の連結貸借対照表計上額は、持分法仕訳による金額490百万円を消去しております。

(注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,330	1,338	1,392	1,800	688	272
リース債務	2	1	0	—	—	—
合計	1,333	1,339	1,392	1,800	688	272

賃貸等不動産関係

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び大阪府において賃貸用の工場建物を有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）は、72百万円でありませ

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日 における時価
	当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
東京本社 (東京都中央区)	944	3	948	1,501
大阪工場 (大阪府泉佐野市)	2,830	△165	2,664	1,170
合計	3,775	△161	3,613	2,671

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 主な変動

増加は、東京本社の賃貸用のオフィスビルの貸出面積が増加した為、土地等を加算 25百万円
大阪工場の賃貸用工場建物及び構築物の取得 61百万円
減少は、東京本社の賃貸用のオフィスビルの減価償却費等 21百万円
大阪工場の賃貸用工場建物の減価償却費等 227百万円

(注3) 当連結会計年度末の東京本社及び大阪工場の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて社外の不動産鑑定士が算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

1 株当たり情報関係

1 1株当たり純資産額	325円01銭
2 1株当たり当期純利益	31円00銭

重要な後発事象関係

該当事項はございません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,347	流動負債	8,713
現金及び預金	1,206	買掛金	583
売掛金	1,789	短期借入金	5,200
商品及び製品	1,056	1年内返済予定の長期借入金	1,330
仕掛品	304	未払金	967
原材料及び貯蔵品	861	未払費用	180
関係会社短期貸付金	909	未払法人税等	229
その他	221	未払消費税等	167
		賞与引当金	38
		その他	15
固定資産	17,013	固定負債	6,281
(有形固定資産)	9,539	長期借入金	5,490
建物	2,905	退職給付引当金	670
構築物	259	その他	120
機械及び装置	1,881	負債合計	14,994
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	63	株主資本	8,963
土地	4,422	資本金	1,750
建設仮勘定	7	資本剰余金	345
(無形固定資産)	106	資本準備金	345
ソフトウェア	101	利益剰余金	9,925
その他	5	利益準備金	282
(投資その他の資産)	7,366	その他利益剰余金	9,642
投資有価証券	2,494	別途積立金	2,930
関係会社株式	2,559	繰越利益剰余金	6,712
関係会社長期貸付金	1,693	自己株	△3,056
長期前払費用	31	評価・換算差額等	△596
繰延税金資産	548	その他有価証券評価差額金	△593
その他	38	繰延ヘッジ損益	△3
資産合計	23,361	純資産合計	8,366
		負債・純資産合計	23,361

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		19,213
売上原価		14,527
売上総利益		4,685
販売費及び一般管理費		
販売費	2,410	
一般管理費	1,368	3,779
営業利益		906
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	106	
その他の	11	147
営業外費用		
支払利息	90	
支払手数料	5	
その他	5	101
経常利益		952
特別利益		
保険金収入	143	143
税引前当期純利益		1,096
法人税、住民税及び事業税	323	
法人税等調整額	23	346
当期純利益		749

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2018年4月1日残高	1,750	345	345
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
2019年3月31日残高	1,750	345	345

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
2018年4月1日残高	282	2,930	6,098	9,310	△3,056	8,349
当期変動額						
剰余金の配当			△135	△135		△135
当期純利益			749	749		749
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	614	614	△0	614
2019年3月31日残高	282	2,930	6,712	9,925	△3,056	8,963

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日残高	△388	△4	△392	7,956
当期変動額				
剰余金の配当				△135
当期純利益				749
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△204	0	△203	△203
当期変動額合計	△204	0	△203	410
2019年3月31日残高	△593	△3	△596	8,366

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

a. 時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

b. 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法…時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物・構築物・機械及び装置……………定額法

車両運搬具・工具、器具及び備品……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 5～50年

機械及び装置 7～13年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア……定額法(利用可能期間5年)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6 ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

7 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

貸借対照表関係

1	区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する金銭債権債務	
	短期金銭債権	1,867百万円
	短期金銭債務	766百万円
2	有形固定資産の減価償却累計額	16,384百万円
3	金融機関からの借入金に対する債務保証	
	太平洋製糖株式会社	387百万円

損益計算書関係

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	19,010百万円
関係会社からの仕入高	7,216百万円
関係会社とのその他営業取引高	729百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	54百万円

株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	7,890,649株

税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	261百万円
退職給付引当金	205百万円
役員退職慰労金未払金	15百万円
その他	117百万円
繰延税金資産小計	599百万円
評価性引当額	△51百万円
繰延税金資産合計	548百万円
繰延税金負債	
その他	－百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	548百万円

関連当事者との取引関係

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	三菱商事(株)	直接 14.72	海外粗糖の仕入	海外粗糖の仕入	3,166	買掛金 未払金	353 8

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 海外粗糖の仕入については、三菱商事(株)を経由して市場より購入しています。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)パールエース	直接 100.0	粗糖の仕入並びに砂糖の販売等	砂糖の販売等	18,360	売掛金	1,708
				粗糖等の仕入	2,214	買掛金	78
				手数料の支払他	619	未払金	97
						未払費用	91
			資金の貸借	資金の貸付	4,750	—	—
	資金の返済	4,750	—	—			
	利息の受取	2	—	—			
	役員の兼任						
関連会社	太平洋製糖(株)	直接 33.3	砂糖委託加工	委託加工料	1,297	未払金	115
				資金援助	資金の貸付	840	短期貸付金
				資金の返済	898	長期貸付金	1,689
				利息の受取	26		
	債務保証	債務保証	387	—	—		
	役員の兼任						
関連会社	関西製糖(株)	直接 38.0	砂糖等の委託加工	委託加工料	2,451	未払金	232
				設備賃貸	賃貸料収入	646	売掛金
	役員の兼任						
関連会社	南西糖業(株)	直接 49.9	粗糖の仕入	粗糖等の仕入	858	買掛金	124
			役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) (株)パールエースは、当社製品の総発売元であり、販売価格については市場の実勢価格により決定しております。

(注2) 太平洋製糖(株)に対する委託加工料については、同社の総費用をもとに協議の上決定しております。

- (注3) 関西製糖㈱に対する委託加工料については、同社の総費用をもとに協議の上決定しております。
 (注4) 関西製糖㈱に対する設備賃貸料については、同社と協議の上合理的に決定しております。
 (注5) 南西糖業㈱からの粗糖の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない第三者と同じ条件によっております。
 (注6) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報関係

1	1株当たり純資産額	308円63銭
2	1株当たり当期純利益	27円66銭
	算定上の基礎は次のとおりであります。	
	当期純利益	749百万円
	普通株主に帰属しない金額	－百万円
	普通株式に係る当期純利益	749百万円
	普通株式の期中平均株式数	27,109千株

重要な後発事象関係

該当事項はございません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

塩水港精糖株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 智 浩 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩水港精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

塩水港精糖株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 智 浩 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

塩 水 港 精 糖 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役）青 木 義 一 ㊟	
常勤監査役 白 石 健 二 ㊟	
監 査 役（社外監査役）金 澤 賢 一 ㊟	
監 査 役（社外監査役）渡 部 以 光 ㊟	

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当社は、収益力の向上及び財務体質の改善・強化を図りながら、株主の皆様に対する継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は1904年台湾にて創業以来、おかげさまで本年をもちまして115周年を迎えます。これもひとえに株主の皆様を始め、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より厚く御礼申しあげます。

つきましては、これまでご支援いただきました株主の皆様への感謝の意を表し記念配当1円を含め、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円（普通配当5円 記念配当1円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は162,656,106円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応し、将来を見据えた経営体制の早期確立を図ることに伴い、経営機能をより一層充実・強化すること及びその他条文の一部修正を目的として、現行定款に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (役付及び代表取締役) 取締役会の決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが出来る。 会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>第23条 (役付及び代表取締役) 取締役会の決議によって会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが出来る。 会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>第24条～第28条 (条文の記載省略)</p>	<p>第24条～第28条 (変更なし)</p>
<p>第29条 (補欠監査役) 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来る。 補欠監査役の選任決議の定足数は、<u>第27条</u>第2項の規定を準用する。 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>第29条 (補欠監査役) 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来る。 補欠監査役の選任決議の定足数は、<u>第28条</u>第2項の規定を準用する。 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役山下裕司、丸山弘行、伊藤哲也、小田俊一、木村成克及び三和彦幸の各氏は任期満了となります。

つきましては、当社及び当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	山下裕司 (やました ゆうじ) 1951年3月22日生	1973年4月 当社 入社 1999年6月 当社 取締役総務人事部長 2002年6月 当社 常務取締役 2004年1月 当社 専務取締役 2005年4月 当社 代表取締役専務 2008年6月 太平洋製糖株式会社 代表取締役社長 当社 取締役 2014年5月 当社 代表取締役社長 (現任) 2014年10月 株式会社パールエース 代表取締役社長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 太平洋製糖株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役	16,349株
2	丸山弘行 (まるやま ひろゆき) 1970年6月30日生	1994年4月 当社 入社 2013年4月 当社 砂糖事業部副部長 2014年8月 当社 バイオ事業部部長 2015年4月 当社 執行役員バイオ事業部長 2016年6月 当社 常務執行役員バイオ事業部長 2017年6月 当社 常務取締役バイオ事業部長兼新商品事業開発室長 2018年6月 当社 常務取締役事業本部長兼オリゴ事業部長兼新商品・事業開発室長 (現任) 現在に至る	785株
3	伊藤哲也 (いとう てつや) 1968年1月9日生	1994年4月 当社 入社 2012年4月 当社 糖質研究所副部長 2015年10月 当社 糖質研究所部長 2016年6月 当社 執行役員生産統括部長兼品質保証部長 2017年6月 当社 取締役生産統括部長兼品質保証部長 2018年6月 当社 常務取締役生産・事業開発グループ長兼生産統括部長兼品質保証部長 (現任) 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 南西糖業株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役	1,865株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	小田 俊一 (おだ しゅんいち) 1970年1月10日生	1992年4月 当社 入社 2009年4月 当社 総務人事部副部長 2014年4月 当社 管理グループ部長 2014年5月 当社 砂糖事業部長 2015年4月 当社 執行役員砂糖事業部長 2017年6月 当社 取締役総務企画担当部長 2018年6月 当社 取締役管理グループ長兼総務企画担当部長 (現任) 現在に至る	4,587株
5	木村 成克 (きむら しげかつ) 1971年8月15日生	1998年4月 株式会社グロービス 入社 2000年1月 大東製糖株式会社 理事 2005年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 関西製糖株式会社 取締役 (現任) 2013年6月 当社 社外取締役 (現任) 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 大東製糖株式会社 代表取締役社長 関西製糖株式会社 取締役	0株
6	三和 彦幸 (みわ ひこゆき) 1946年7月28日生	1971年1月 監査法人 朝日会計社 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社 1996年8月 朝日監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 代表社員 2003年6月 あずさ監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 専務理事 2006年6月 あずさ監査法人 副理事長 2009年6月 あずさ監査法人 代表社員退任 2009年7月 三和公認会計士事務所開設 2017年6月 当社 社外取締役 (現任) 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ショーワ 社外取締役 監査等委員	0株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
7	※ 酒 井 英 喜 (さかい ひでき) 1964年1月17日生	1986年4月 当社 入社 2008年4月 当社 砂糖部長 2010年4月 当社 理事砂糖部長 2013年6月 当社 取締役事業本部砂糖事業部長 2014年4月 当社 取締役総務人事担当 2015年4月 当社 取締役管理グループ長 2017年6月 当社 常務取締役管理グループ長 2018年6月 関西製糖株式会社 代表取締役社長（現任） 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 関西製糖株式会社 代表取締役社長	9,100株
8	※ 波 多 野 雅 (はたの まさし) 1966年12月5日生	1989年4月 大洋漁業株式会社（現マルハニチロ株式会社）入社 2012年4月 株式会社パールエース 営業本部 関東支店長 2015年4月 同社 取締役関東支店長 2017年6月 同社 常務取締役関東支店長 当社 執行役員営業推進担当 2018年6月 株式会社パールエース 専務取締役営業本部副本部長兼 関東支店長（現任） 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社パールエース 専務取締役	7,000株

- (注) 1. 木村成克氏は、大東製糖株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 木村成克氏及び三和彦幸氏は、社外取締役候補者であります。
4. 木村成克氏は、食品事業における豊富な経験と、経営者としての幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 三和彦幸氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する高い見識及び監査法人の経営に携わった豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. ※印は、新任の取締役候補者であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役青木義一及び白石健二の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	青木 義一 (あおき よしかず) 1955年5月5日生	1978年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入社 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）審査第三部副部長 2002年10月 同社 企業第五部長 2004年4月 同社 与信企画部長 2006年4月 同社 企業推進第二部長 2007年6月 岡三証券株式会社 取締役 2015年6月 当社 社外監査役（現任） 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社パールエース 監査役 太平洋製糖株式会社 監査役 関西製糖株式会社 監査役	6,451株
2	白石 健二 (しらいし けんじ) 1949年8月18日生	1973年4月 当社 入社 2001年6月 当社 取締役技術部長 2004年6月 当社 常務取締役技術部長 兼 サイクロデキストリン商品部長 兼 糖質研究所長 2008年4月 当社 常務取締役内部監査室長 2008年6月 当社 専務取締役内部監査室長 2011年6月 株式会社おかげさま 代表取締役社長 2013年6月 関西製糖株式会社 代表取締役社長 2016年6月 当社 技術顧問 2018年6月 当社 常勤監査役（現任） 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社おかげさま 監査役	10,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 青木義一氏は、社外監査役候補者であります。

3. 青木義一氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、経営に対する高い見識を有しております。その知見・見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
鈴木幸信 (すずき ゆきのぶ) 1946年6月16日生	1965年4月 仙台国税局入局 1995年12月 税理士資格取得 2001年7月 人吉税務署長 2002年7月 東京国税局調査第一部調査開発課長 2005年7月 高松国税不服審判所長 2006年7月 同所辞職 鈴木幸信税理士事務所開設 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社小糸製作所 社外監査役	0株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 鈴木幸信氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 鈴木幸信氏につきましては、高松国税不服審判所長等を歴任されており、税務等における広範かつ豊富な知識・経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社取締役及び監査役の報酬額は、取締役報酬につきましては1993年6月29日開催の第60回定時株主総会において月額20百万円以内、監査役報酬につきましては1994年6月29日開催の第61回定時株主総会において月額5百万円以内とする決議をそれぞれいただいておりますが、その後の経済情勢を勘案するとともに、取締役にしましては若い世代を中心とした新たな経営体制を整備し、環境変化に即応し得る体制構築を迅速に行うため、監査役につきましては企業統治における監査役の果たす役割や責任が一層求められる昨今の状況に対処するため、報酬額の定めを月額から年額に改め、取締役の報酬額を年額290百万円以内（うち社外取締役分年額25百万円以内）、監査役の報酬額を年額70百万円以内にそれぞれ改定させていただきます。

ただし、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役としての給与は含まないものとしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

現在の取締役の員数は11名（うち社外取締役は3名）、監査役の員数は4名（うち社外監

査役は3名) ありますが、第3号議案並びに第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は13名(うち社外取締役は3名) となります。なお、監査役の員数に変更はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

交通

- (1) 東京メトロ日比谷線・都営浅草線
「人形町駅A4」
徒歩約6分
- (2) 都営新宿線
「馬喰横山駅A3」
徒歩約6分
- (3) 都営浅草線
「東日本橋駅B2」
徒歩約6分
- (4) JR総武快速線
「馬喰町駅1番」
徒歩約9分



会場：東京都中央区日本橋富沢町8番10号 綿商会館 6階

電話 03(3662)2251

地図URL：<http://www.mensyou.co.jp/map.htm>

会場までのご案内

日比谷線・浅草線人形町駅から

- ・A4出口を出て通りを左へ進む
- ・左手三光稲荷神社を過ぎ、右手にあるAPAホテルの角を右折
- ・APAホテルの正面を通過して、ハリオグラスを過ぎた右側

新宿線 馬喰横山駅から

- ・A3出口を出て、清洲橋通りを東日本橋交差点方向へ進む
- ・東日本橋交差点スバルの看板の角を右折
- ・そのまま真っ直ぐ進んだ左側

お願い：会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/2112/>

